

## 道路整備に関する取扱い指針（平成26年3月改訂版）

### （趣旨）

第1 この指針は、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例（平成13年市川市条例第35号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づく道路の整備基準及び同条例施行規則（平成14年市川市規則第6号。以下「規則」という。）第7条第2項の規定に基づく必要と認める図書について定めるものとする。

### （定義）

第2 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 転回広場 小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則別表第1により長さ4.7m以下、幅1.7m以下のものをいう。）のうち最大なものが転回できる形状の広場をいう。
- （2） 有効道路幅員 車両の通行に支障のない部分で、電柱等の用地を含まないものをいう。 【別図1】
- （3） 袋路状 その一端のみが他の道路に接続したものをいう。

### （条例第20条関係 別表第1）

第3 道路の整備に関することは、次のとおりとする。

#### 1 事業区域内に新たに整備する道路

##### （配置）

- （1） 道路の機能を阻害しないように配置することとは、都市計画街路の計画を取り入れる等、周辺の交通の安全が確保されるように配慮されていることをいう。また、必要に応じて公安委員会と協議するものとする。

##### （形態）

- （2） 原則として新たに整備する道路は通り抜けができるように整備する。  
ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 【別図2】
  - ア 事業区域に接している道路が1であり、当該道路が事業区域に接する部分の長さ50メートル未満であるとき、又は、当該道路からの奥行き35m未満であるとき。
  - イ 事業区域に連続して接している2の道路がある場合で、いずれか一方の道路が事業区域に接する部分の長さ35メートル未満であるとき。
  - ウ 事業区域に接している道路に著しい高低差があり、縦断勾配9%以下の道路の築造が困難な場合。
  - エ 事業区域に接している2の道路がある場合で、いずれか一方の道路が狭いいため通り抜けとすることが安全上に支障があると認められる場合。
  - オ 事業区域に接している2の道路がある場合で、事業区域の規模、形状等により通り抜けとすることが事業者にとって過大な負担となると認められる場合。
  - カ 事業区域が不整形地であり一定規模の整形部分が確保できないこと等により、通り抜けとすることが事業者にとって過大な負担となると認められる場合。

- (3) 前項の規定により袋路状とする場合に、避難上及び車両の通行上支障がないものとして認める形態は次の表によるものとする。 【別図3】

有効道路幅員	転回広場の位置	35mを超える道路 終端部には必ず転回 広場を設置すること。
4.5m以上5.0m未満	50m以下毎に1箇所設置する	
5.0m以上6.0m未満	60m以下毎に1箇所設置する	

(幅員の最低限度)

- (4) 道路の幅員の最低限度は、有効道路幅員とする。

ただし、小区間に設けられる道路安全施設（道路標識、防護柵、車止め等）は除く。

延長が35m未満で幅員の最低限度を4.5mとすることができるものとは、利用者及び車両の通行量が少ない道路で、かつ、袋路状でないものとする。 【別図4】

(勾配)

- (5) 縦断勾配を9%以下とすることができるものとは、次の各号の全てに該当する場合とする。

ア 高低差が著しく、造成計画がきわめて困難な場合。

イ すべり止めの措置を講じた場合。

ウ 縦断勾配が6%を超える部分の合計長さが120m以下の場合。 【別図5】

## 2 事業区域に接する道路

災害の防止上又は車両通行の安全上支障がないと認められるものとは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 事業区域に接する2以上の拡幅整備を必要とする道路がある場合のいずれか1の道路で、主要な出入口（避難上必要な出入口は除く。）及び車両の出入口がなく、現に街区にわたり拡幅整備が行われておらず、また将来にわたり、拡幅整備が予想されない場合。 【別図6】

- (2) 袋路状の道路であり、主要な出入口（避難上必要な出入口は除く。）及び車両の出入口がない道路で、現に街区にわたり拡幅整備が行われておらず、また将来にわたり、拡幅整備が予想されない場合。 【別図7】

- (3) 事業区域面積が500㎡未満（条例第5条第3号の適用事業を除く。）であり、次のいずれかに該当するもの。

① 周辺の土地が拡幅整備されていない。

② 予定建築物が建築基準法第2条9の2、同条9の3に掲げる建築物であり、当該用途の機能を阻害される。

③ 将来にわたり拡幅整備が予想されない。

- (4) 事業区域に接する道路で、階段状又は私道で道路部分の所有者より通行に同意が得られないこと等により、出入口（避難上必要な出入口を含む）を設けることができない場合。

### 3 すみ切り

(1) 事業区域内に新たに整備する道路の交差箇所及び曲がり角、事業区域内に新たに整備する道路と事業区域に接する道路が接続する箇所に設置するすみ切りの整備基準は次のとおりとする。

ア 道路の幅員及び交差、接続又は屈曲する角度に応じて、別表1の基準以上のすみ切り長とすること。ただし、道路の形状、想定される交通の種類、量等を総合的に勘案し、通行の安全上支障がないと認められるときはこの限りでない。【別表1】

イ 周囲の状況によりやむを得ず片側のみとする場合は、すみ切りができない対側線を長さ4.0m以上、他の一辺を2.5m以上で切り取られていること。

【別図8】

ウ 災害の防止上又は通行の安全上支障がないと認めるものとは、当該道路に2m以上の歩道等が設置され、通行の安全が確保されている場合をいう。【別図9】

(2) 2の既設道路に挟まれた場合の事業区域側に設けるすみ切りの整備基準は次のとおりとする。

ア 角地の隅角(120度未満に限る。)を頂点とする底辺の長さ3m以上の二等辺三角形で切り取られていること。

イ 災害の防止上又は安全上支障がないと認めるものとは、当該事業区域を挟む道路が袋路状道路で片側すみ切りが整備されており、当該道路に新たに主要な出入口を設けず、かつ塀を低くするなど見通しを確保した場合をいう。【別図10】

ウ 事業区域面積500㎡未満(条例第5条第3号の適用事業を除く。)の場合については、別途協議するものとする。

第4 道路の構造及び交通安全施設の整備に関する技術的細目については、次のとおりとする。

#### 1 道路の構造

(1) 舗装【別図11】

ア 路面の仕上げは、原則としてアスファルト舗装又はこれと同等以上の舗装仕上げとする。

イ 舗装構成は、上層路盤(粒調碎石)15cm、下層路盤15cm、表層(密粒AS13mmトップ)5cmを標準とする。

(2) 排水施設【別図12】

ア 路面排水を有効に排出するために必要な側溝を設置すること。

イ 縦断勾配が6%を超える道路については、当該勾配に係る区間3.5mごとに排水の流速を減ずるための必要な施設を設けること。

ウ 側溝の合流点及び分岐点には集水柵を設け、蓋はグレーチングとすること。

エ U字溝を設置する場合は、落蓋式とし、10mごとにグレーチングとすること。

#### 2 交通安全施設

(1) 道路が崖又は水路等に接する場合及び屈曲部で通行に危険な場合は、防護柵を設置するものとする。

(2) 事業区域内の道路の交通事情を勘案して、次に掲げる場所には必要に応じて、道路照明を設置するものとする。

ア 横断歩道。

イ 幹線道路及び補助幹線道路の交差点。

ウ 道路の幅員が急激に変化する場所。

(3) 事業区域内の道路の交通事情を勘案して、必要に応じて、道路標識、区画線及び道路標示を設置するものとする。

(提出図書)

第5 規則第7条第2項第3号に規定される必要と認める図書のうち、道路に関するものについては、次に定めるものとする。

(1) 道路計画平面図

(2) 道路縦横断面図

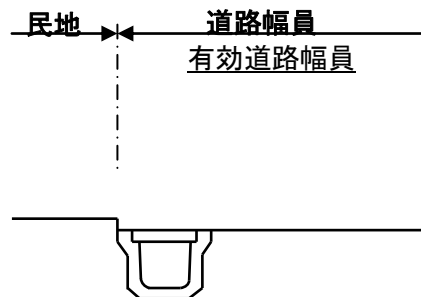
(3) 付帯施設構造図

(完了後)

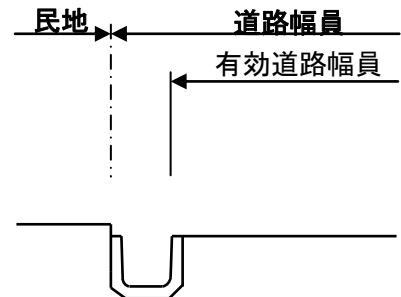
第6 条例第19条第1項の規定に基づく工事完了の検査後においても条例に適合するよう維持するものとする。

[別図 1] 有効道路幅員

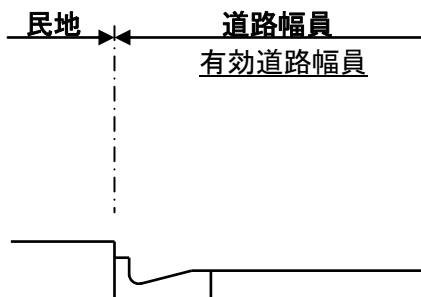
(i) U型側溝(蓋あり)の場合



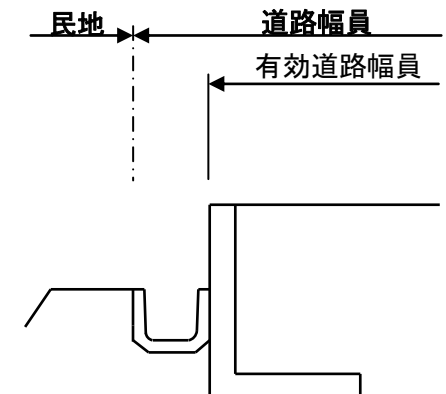
(ii) U型側溝(蓋なし)の場合



(iii) L型側溝の場合

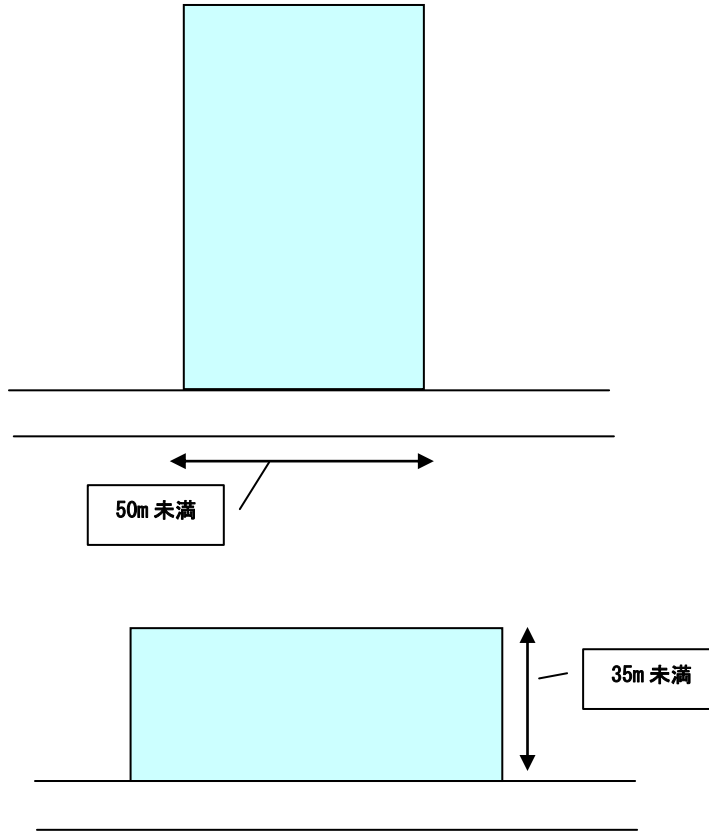


(iv) 高低差のある場合

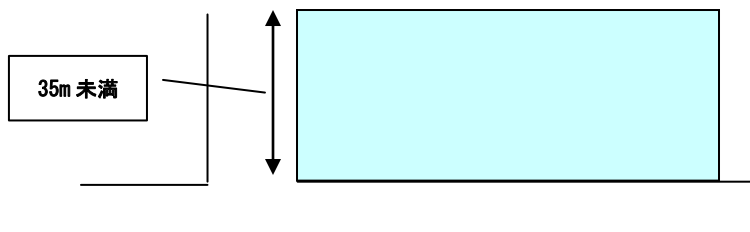


[別図 2] 袋路状道路とすることができるとき（接道部分の長さの要件）

ア 事業区域に接している道路が1であり、当該道路が事業区域に接する部分の長さ50メートル未満であるとき、または、当該道路からの奥行き35m未満であるとき。

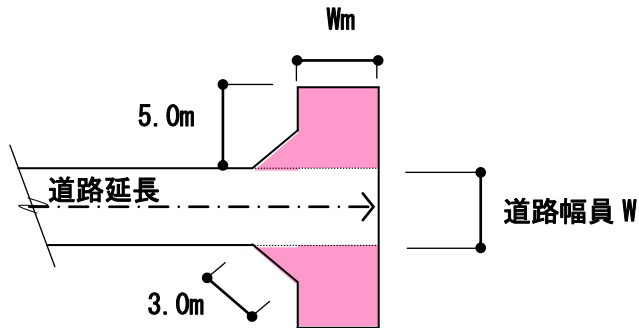


イ 事業区域に連続して接している2の道路がある場合で、いずれか一方の道路が事業区域に接する部分の長さ35メートル未満であるとき。

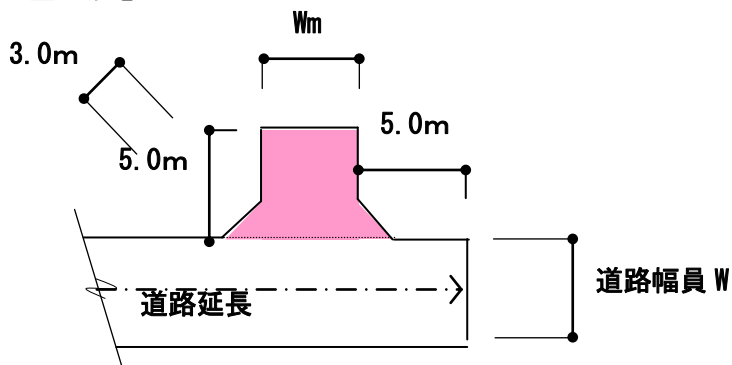


[別図3] 転回広場の形状

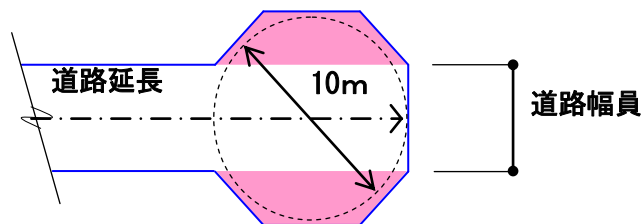
● T型の形態



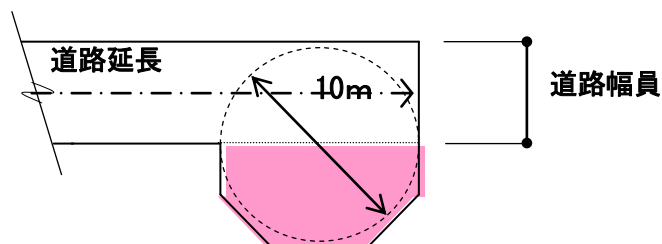
● ト型の形態



● 直径10mの円が中央部に内接する形態

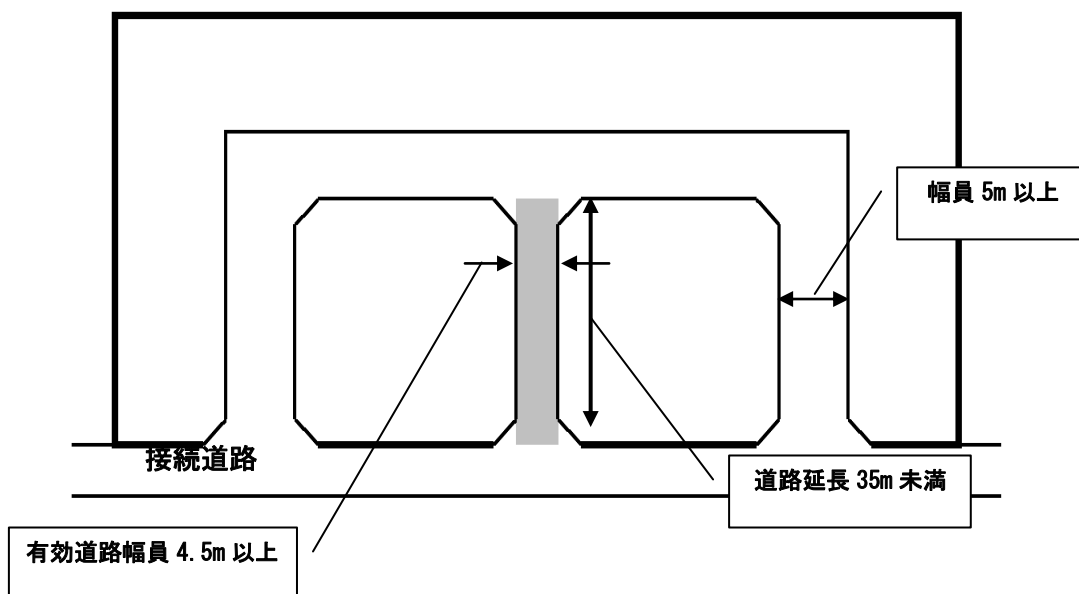


● 直径10mの円が端部に内接する形態

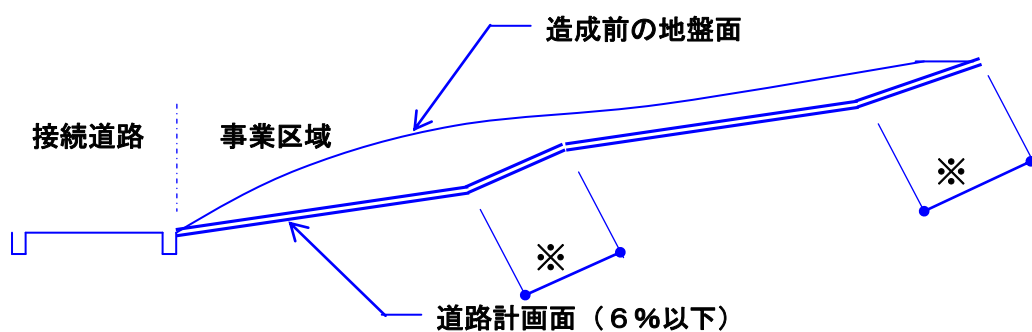


[別図4] 4.5メートルとすることができる場合

(例:事業区域面積2,500㎡の場合)



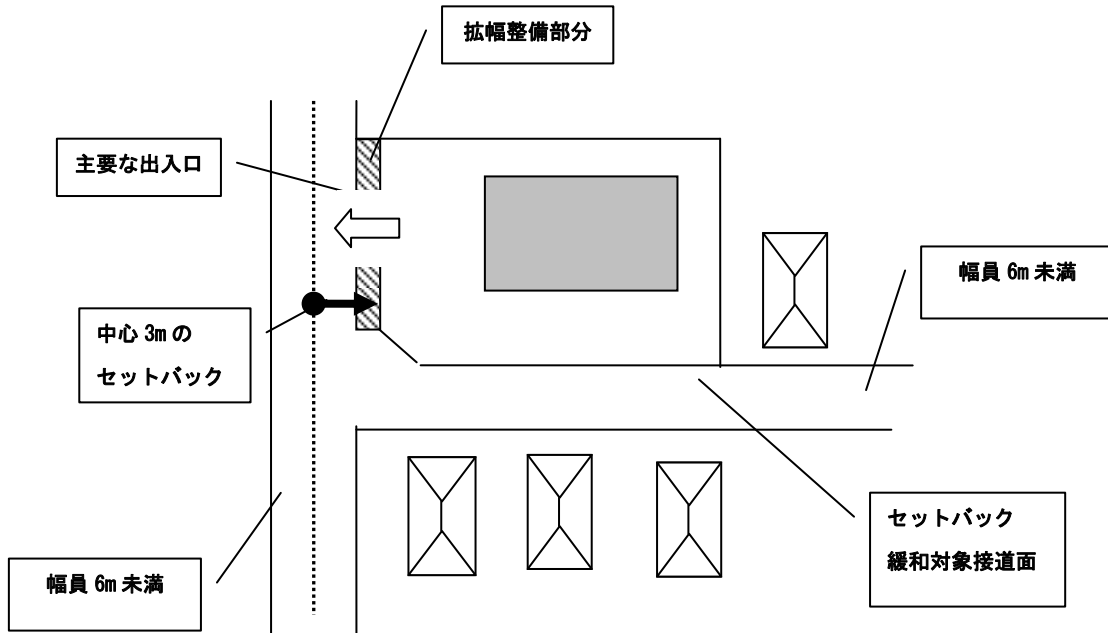
[別図5] 道路の縦断勾配



※ 勾配を6%超、9%以下区間を示す。  
なお、この場合は合計延長120m以下までとする。

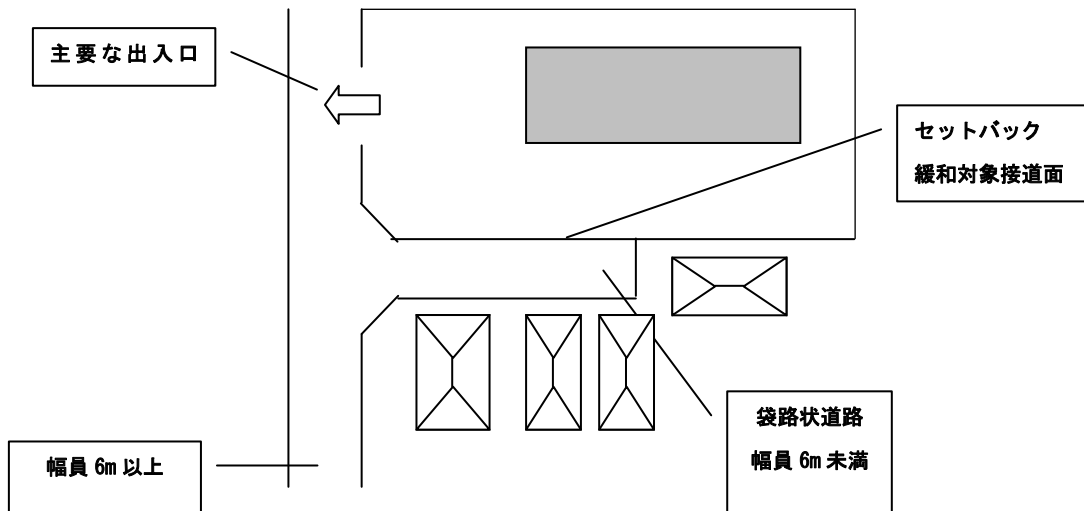
**[別図 6] 道路拡幅の緩和**

(1) 2以上の拡幅整備を必要とする道路がある場合



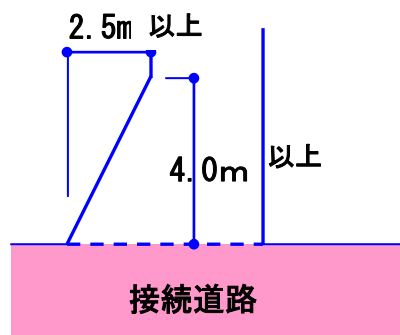
**[別図 7] 道路拡幅の緩和 2**

(2) 1の道路が袋路状道路の場合

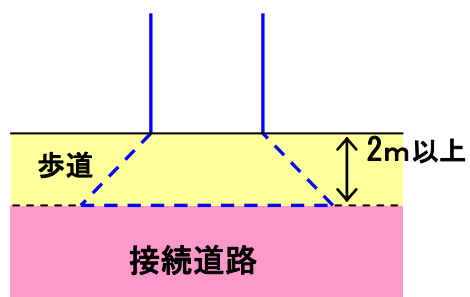




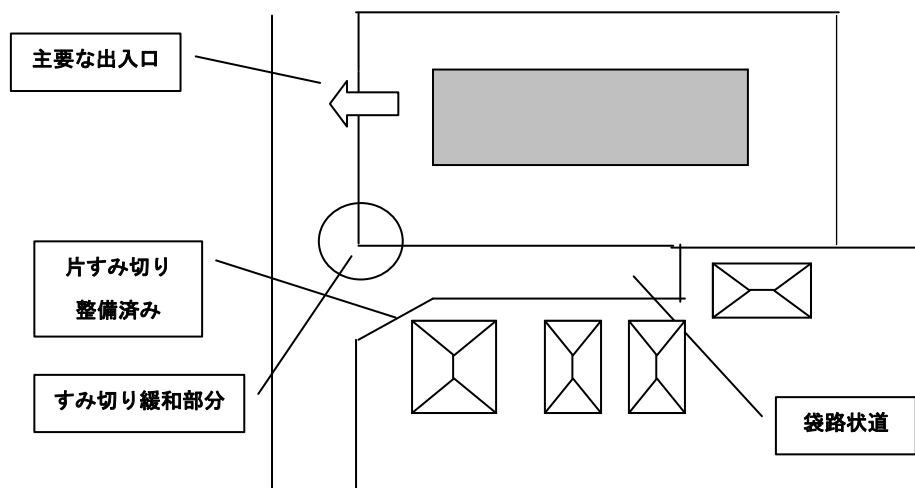
[別図 8] やむを得ず片側すみ切りとする場合



[別図 9] すみ切りの緩和（2m以上の歩道等が設置されている場合）



[別図 10] すみ切りの緩和（袋路状道路の場合）

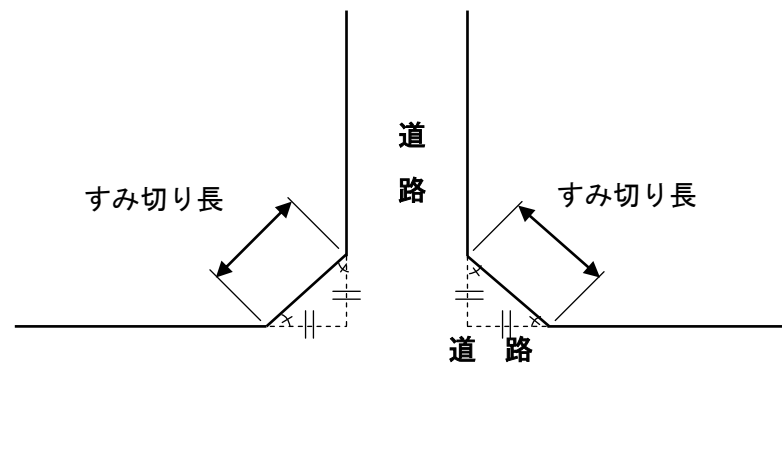


【表 1】すみ切り長

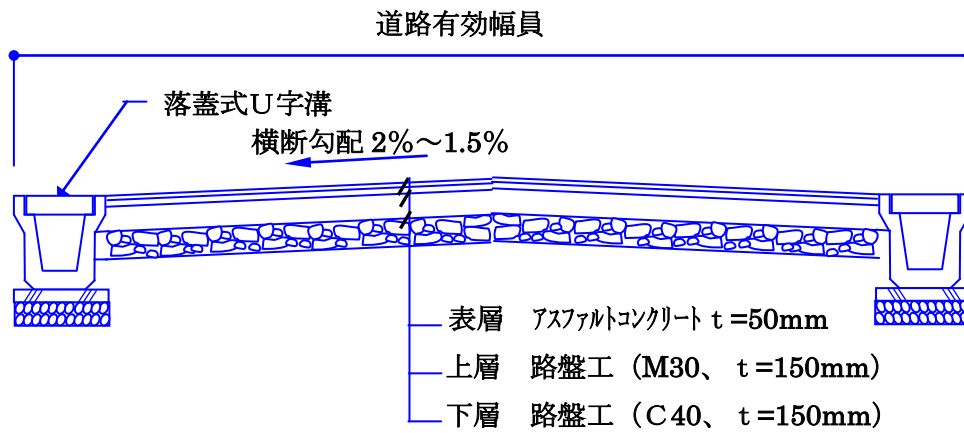
【単位：メートル】

道路幅員	交差角度	道路幅員		
		8 ㍍以上 10 ㍍未満	6 ㍍以上 8 ㍍未満	6.0 ㍍ 未満
8 ㍍以上 10 ㍍未満	60° 以下	6	6	4
	60° を超え 120° 未満	5	5	3
	120° 以上	4	4	3
6 ㍍以上 8 ㍍未満	60° 以下	6	6	4
	60° を超え 120° 未満	5	5	3
	120° 以上	4	4	3
6 ㍍未満	60° 以下	4	4	4
	60° を超え 120° 未満	3	3	3
	120° 以上	3	3	3

すみ切り長



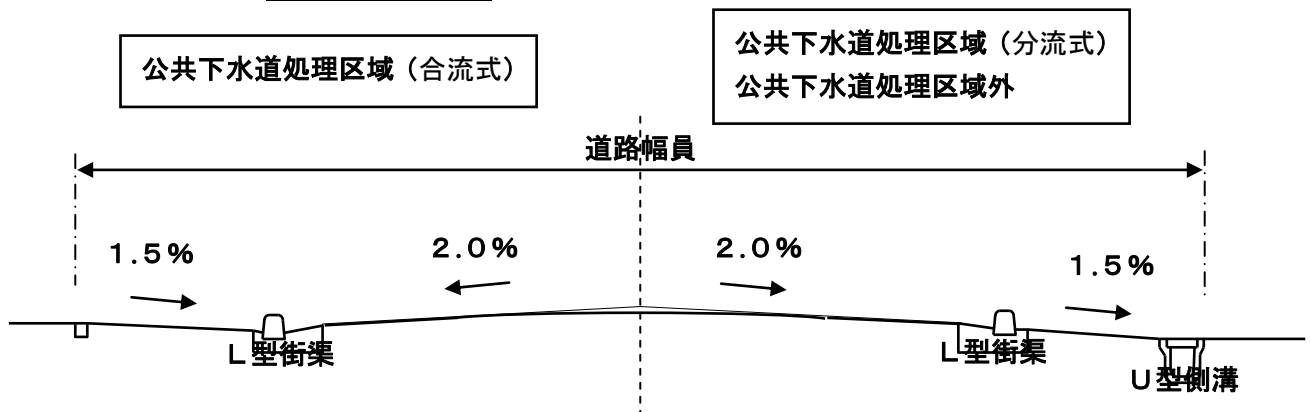
[別図 11] 道路構造標準断面



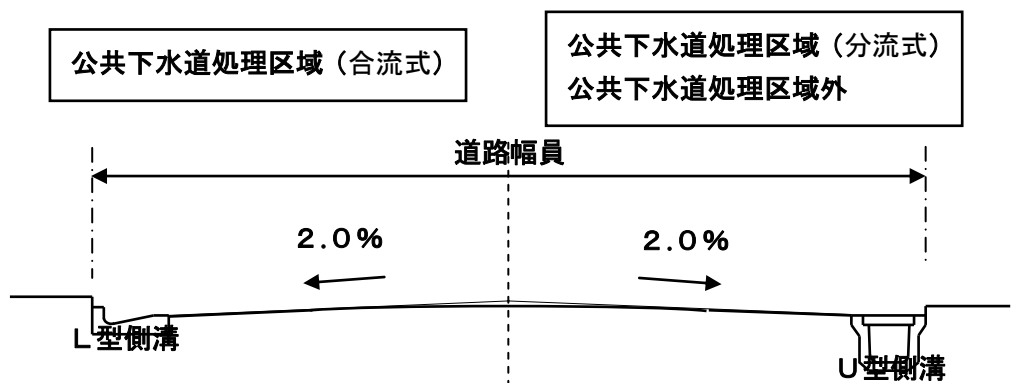
[別図 12] 排水施設

1. 道路標準断面図

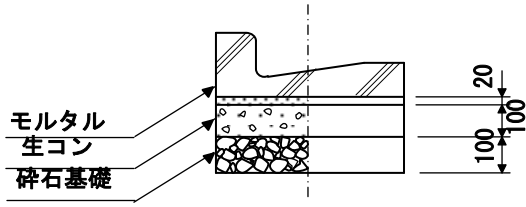
(i) 道路幅員9メートル以上の道路



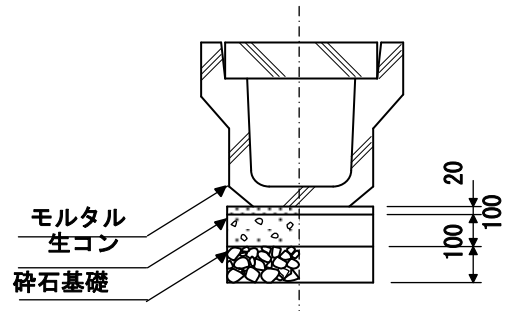
(ii) 道路幅員9メートル未満の道路



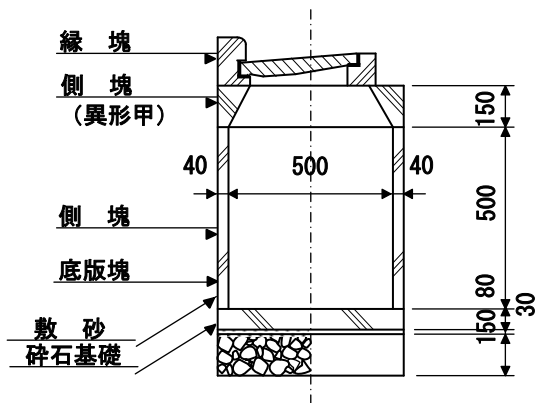
2. 排水施設標準図  
L型側溝



落蓋式U型側溝



街渠柵



集水柵

